官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一九三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○厚生労働省令第百九十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二日

厚生労働大臣　田村　憲久